

インターネット等による
医療情報に関する検討会
大山 座長 殿

平成14年11月12日

株式会社日立製作所
労政部 御手洗 尚樹

申し訳ありませんが、都合により次回の検討会を欠席させていただきますので、文書にて意見を述べさせていただきます。

基本的な対応の考え方としましては、第3回の検討会の際に事務局より提示されました資料「公的主体によるインターネット等を通じた情報提供を進めるにあたっての考え方」の方向で良いと考えます。

尚、こうした情報提供を推進し成果をあげるためには、「賢い患者作り」を推進し医療の質の向上・効率化を図るとの観点が必要であると考えますので、この実現のために留意すべきと考えております以下の2点について述べさせていただきます。

1. 既に客観性が十分な情報への対応

- ① 情報を提供する主体は、地方公共団体、WAM等の公的なものとする。
- ② 具体的なデータの内容については、利用者のニーズは何かとの議論を踏まえた検討を行う必要がある。
- ③ 情報の表現については、「賢い患者作り」との観点からも、一般の利用者にとって分かりやすくすることが重要である。この点からみると、現在県などの地方公共団体が作成し提供している内容は必ずしも十分とは言えないと考える。

2. 現時点では客観性や検証可能性が十分とは言えない情報への対応

- ① 情報を提供する主体は、医療機関、保険者、民間企業など多様であって良いと考える。
但し、提供主体は、第3者機関等の格付けを受けることを前提とし、その情報の利用については利用者が自己責任で選択し判断することが基本となると考える。その際、信頼性確保の観点から次の2点に留意すべきであると考えます。
 - a. 提供主体の評価・格付けにあたっては、複数の評価格付け機関が、それぞれの評価の基準を明確にし、その評価の根拠等を明らかにすることが重要である。また、そうした、NPO等の格付け機関を複数育成するような環境作りを行い、利用者の選択の結果、信頼できない格付け機関が淘汰されていくようなしくみが望ましいと考える。
 - b. インターネットのサイトやホームページに掲載されている情報が適正かどうかを継続的にチェックするしくみ（例：JAROのようなしくみ）の設置も必要であると考えます。

以上